

年齢を問わずにみんなで楽しめる！

ニュースポーツ体験会の参加者を募集します

ニュースポーツとは、誰もが年齢を問わずにできるスポーツです。子どもの体力向上や中高年の健康維持・増進・高齢者の介護予防など、さまざまな分野で活用されています。

勝ち負けよりも、「楽しみ」「気晴らし」「人との交流」「健康・体力づくり」に重点を置いた生涯スポーツです。

今年はタスポニーとローンボウルズを体験できます。運動が得意な人も苦手な人も楽しくできる種目をスポーツ推進委員が指導します。

当日の申し込みも可能です。申込期限に間に合わなかった人もぜひ直接会場にお越しください！

▼日時 11月24日(月・祝)
9時～12時

▼場所 松前公園体育館アリーナ

▼参加費 無料

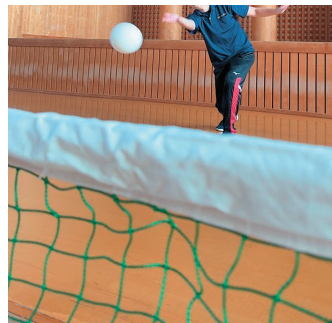
▼申込方法
町ホームページ(左のQRコード)からエントリーしてください。



▼申込期限 10月31日(金)

【タスポニー】

高さ70cmのネットを挟んで、片手でスポンジボールを打ち合うスポーツです。テニスに似ています。



【ローンボウルズ】

重心が偏っているボールを転がして、目標球に近づけることを競うスポーツです。カーリングに似ています。



▼申込先・問い合わせ

社会教育課スポーツ振興係

☎985-4138

参加者を募集します

松前町ふれあい健康マラソン大会

▼日時 12月7日(日) 9時～

小雨決行(順延なし)

▼集合場所

松前町国体記念ホッケー公園

▼コース

松前町国体記念ホッケー公園周辺

▼種別

①フレッシュコース(約1km)

・小学生男子の部(3年生以下)

・小学生女子の部(3年生以下)

②ふれあいコース(約2km)

・小学生男子の部(4年生以上)

・小学生女子の部(4年生以上)

・中学生女子の部

③ふれあいコース(約3km)

・中学生男子の部

④挑戦コース(約5km)

・高校生以上の男女

▼参加資格

町内に在住、在勤か在学している健康な人(在住していた人でも可)

▼申込方法

社会教育課にある申込書に必要な事項を記入して窓口へ提出するか、町ホームページ(下のQRコード)からエントリーしてください。



▼申込期限 11月14日(金)

☎社会教育課スポーツ振興係

☎985-4138

お子さんの就学費用の負担が難しい人へ 就学援助制度を知っていますか

経済的な理由でお子さんの就学費用の負担が難しい家庭に対し、学用品費や校外活動費などを町が援助します。

令和8年度の入学時に必要な学用品費については、「入学準備金」として入学前に受け取ることができます。

詳しくは、お子さんの通っている(通う予定の)小・中学校へ相談してください。

☎学校教育課総務係

☎985-4125



10月は行政相談月間

行政への苦情や要望などを中立的に解決に当たるのが行政相談です。相談無料で、秘密は厳守します。

【定例の行政相談所（月1回）】
まさきお役立ちカレンダーで、日程を確認してください。

【特別ブース開設】
まさき文化祭に特別ブースを開設します。お気軽にお立ち寄りください。

▶日時 10月26日②
10時～12時
▶場所 文化センター

☎総務課広報聴係
☎985-4132

町県民税・各種保険料（税）を特別徴収（年金天引き）で納めている人は、10月から本徴収が始まります。また、今まで普通徴収（納付書や口座振替）で納めていた人のうち、10月から特別徴収が始まる人がいます。納付方法は、6～7月に送付した通知書で確認を。

特別徴収は翌年度も引き続き行われ、令和8年度4・6・8月に納める額は、令和7年度2月に納める額と同額です（仮徴収）。ただし、町県民税は2月に納める額ではなく、令和7年度税額（公的年金に係るもの）を6分割した額で仮徴収します。

☎税務課町民税係（町県民税・国税）
☎985-41110

支払月	7年度						8年度		
	4	6	8	10	12	2	4	6	8
徴収区分	特別徴収（仮徴収） または 普通徴収			特別徴収（本徴収） ＝7年度税（保険料）額－徴収 済額			特別徴収（仮徴収） 7年度2月に納める額と同額 ※町県民税は公的年金に係る7年度税額の1/6相当額		

保険課保険料係（介護保険料・後期高齢者医療保険料）
☎985-42227

町県民税・各種保険料（税）の特別徴収
10月から本徴収が始まります

地域の支え合い活動を支援します



ごみ出しや買い物など、日常生活に手助けを必要とする高齢者の自宅を訪問し、生活を支援する団体へ補助金を交付します。

補助金額など詳細は、お問い合わせください。

▼補助対象団体 住民主体で組織されたボランティア団体など
▼補助対象事業例 掃除、調理、不用品整理、ごみ出し、買い物、その他日常生活に必要な生活援助

▼補助内容
「立ち上げ補助」団体設立のための勉強会への講師派遣など、活動を開始するために必要な経費の一部 ※1回限り
「運営補助」事務作業または利用者のサービス調整に関する人件費など、実際にサービスを提供するために必要な経費の一部
☎福祉課地域包括支援センター係
☎985-42005

妊婦さん必見
マタニティクラブに参加しませんか

はぐなびは
ごちから

はぐなびで実施しているマタニティクラブでは、妊娠中の不安やストレスを解消するため、毎月いろいろな教室を企画しています。

▼教室の内容
① マタニティヨガを体験しよう（ヨガの体験、助産師のお話）
② 妊娠中の栄養と赤ちゃんの胎教のお話会（栄養士やふるさとライブラリーの人のお話）
③ 授乳について知ろう（母乳編）、妊婦さん同士で交流しよう（助産師のお話、妊婦同士の交流会）

④ パパも赤ちゃんとの生活を体験しよう（抱っこ、お風呂や着替え、妊婦ジャケットの着用体験など）
※日程など詳しくは、広報まさきカレンダーや、母子手帳アプリ（はぐなび）（右のQRコードからダウンロード）を（ご確認ください）
▼定員 14人
※④は12組（夜間開催）
☎子育て支援課（こも家庭センター）係
☎985-41889



◆健全化を判断する比率（単位：％）

指 標	松前町	早期健全化 (国の基準) イエローカード	財政再生 (国の基準) レッドカード	備 考
実質赤字比率 (一般会計に対する赤字の割合)	—	13.88	20.0	
連結実質赤字比率 (全会計に占める赤字（または資金の不足額）の割合)	—	18.88	30.0	
実質公債費比率 (収入に占める借入金返済額の割合)	9.8	25.0	35.0	前年度 9.6
将来負担比率 (将来にわたる実質的な負債の割合)	71.3	350.0		前年度 71.5

※ 実質収支と連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率はありません。

◆資金不足の比率（単位：％）

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	

※ 資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるか示しています。上記事業は、事業の規模に対する資金不足額が無い場合、資金不足比率はありません。

上下水道課業務係
☎985-41226

財政課財政係

☎908-5110

令和6年度 松前町財政健全化指標
町の財政は健全です

令和6年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

【解説】松前町はいずれの指標も国の定めた基準よりも比率が低く、イエローカードに当たらない早期健全化団体（公営企業については経営健全化団体）とレッドカードに当たる財政再生団体に該当しません。

このように健全な町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後とも健全財政の維持に取り組みます。

10月17日～23日は「薬と健康の週間」

薬は正しく使おう

薬は、正しい方法や量で服用しないと、効果が出なかったり副作用が出たりすることがあります。次の点に気を付けましょう。

使用前に薬の添付文書をよく読む 注意点、飲み方や副作用が記載。大切に保管を。	用法・用量を守る 薬の作用は使用量と深い関係があり、決められた量以上は副作用が出る場合も。右の服用時間を参考に。	【薬の服用時間】 食前：食事の約30分前 食後：食事の約30分後 食間：食事と食事の間（食事の約2時間後）	薬の形に合った服用方法 カプセル剤 錠剤 液剤 コップ1杯の 水かぬるま湯 よく振り 決まった量を
飲み合わせに注意 作用が強く現れ副作用が出る、効き方が弱くなることも。医師や薬剤師に相談を。	高齢者の薬の使用 身体機能の低下で効果が強く現れ、副作用が起こりやすい。併用するときは医師や薬剤師に相談を。	正しい保管方法 保管は直射日光が当たらず子どもの手が届かない所に。誤用や事故を防ぐため容器は詰め替えない。	古い薬は使わない 使用期限切れのもの、医療機関で処方され使い切れなかったものは処分し、自己判断で使わない。

☎愛媛県薬務衛生課薬事係 ☎912-2391 愛媛県薬剤師会 ☎941-4165

野良猫の避妊手術を支援します



愛媛県獣医師会では、殺処分される野良猫を減らすため、避妊手術を無料で行っています。

※避妊手術以外の費用が発生した場合は自己負担です。

▼対象猫 生後6カ月以上の雌の野良猫または地域猫

▼実施頭数 県内で約150頭

※応募多数の場合は選考し、支援決定者には11月中旬ごろまでに結

国民年金保険料

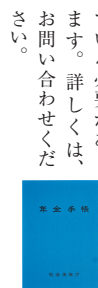
離職による特例免除制度をご利用ください

離職により国民年金保険料を納めることができない人は、本人の前年所得にかかわらず納付が免除される「特例免除制度」が利用できます。

③雇用保険被保険者離職票が雇用保険受給資格者証など
※学生は利用できません。学生納付特例制度を利用してください。
※世帯主や配偶者が所得要件を満たしている必要があります。
※世帯主や配偶者が所得要件を満たしている。詳しくは、お問い合わせください。

▼年金事務所が町民課の窓口で申請
①雇用保険被保険者離職票が雇用保険受給資格者証など
②年金手帳、基礎年金番号通知書やマイナンバーが確認できるもの
③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
マイナンバーカードから電子申請

①マイナンバーカード②マイナンバーカードを利用できるスマートフォン



松山西年金事務所

町民課住民係
☎985-5105
☎985-4106

合言葉は「過去から未来をつくる」

みんなでつくる義農公園プロジェクト



これまで受け継がれてきた記憶を手がかりに、これからの義農公園の姿を皆さんと一緒に描いていきます。そこで、アンケートと在り方検討WS（ワークショップ）を開催し、集まった意見を計画に反映します。

「アンケート」
義農公園の「過去・現在・未来」に関する皆さんの想い・意向を把握するためのアンケート調査にご協力ください。

▼期間 10月31日（金）まで

▼方法 Webフォーム（下のQRコード）か紙面にて回答（紙面は、まちづくり課、文化センター、松前公園体育館事務所や西・東・北公民館、観光協会に配布）

「在り方検討WS」
「義農公園でこんなことをしたい」を話し合うWSの参加者を募集します。

▼日時 11月・12月（予定）全4回（平日の夜）

▼募集期間 10月20日（月）まで

▼定員 20人程度（応募多数の場合は抽選）

▼条件 松前町在住か在勤の18歳以上の人
▼申込方法 Webフォーム（下

【今後のスケジュール（予定）】

年度	事業内容
7年度	アンケート・ワークショップなどの開催、設計業務開始
8年度	筒井地区雨水貯留施設整備完了、設計業務完了
9年度	義農公園再整備工事開始
10年度	義農公園リニューアル事業の進捗で変更の可能性有り



【義農公園とは】
義農公園は昭和33年、町内で初めての都市計画公園として整備され、隣接する義農神社とともに、まちの象徴として親しまれてきました。

のQRコード）から申し込み込む。※紙面で申し込みを希望する場合、まちづくり課まで。



井戸水の管理・検査をしましょう

飲用井戸設置者の皆さんへ
飲用井戸の安全確保は設置者自身が行うことになっています。

▼井戸の衛生的な管理を
井戸やその周辺には、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。周辺の点検を定期的に行って、清潔を保持することが大切です。

▼水質検査を行いましょう
日頃から水の色、濁りや味、臭

いなどに注意し、年1回以上、水質検査を受けましょう。このほか異常があればすぐに飲用を中止し、安全を確認しましょう。

県立衛生環境研究所
☎948-9678

愛媛県総合保健協会
☎987-8206

町民課生活環境係
☎985-4117

10月1日から

郵便局でマイナンバーカードの更新が可能に



▼取扱郵便局

松前郵便局、北黒田郵便局、岡田郵便局、北伊予郵便局

▼取扱時間 9時～16時（平日のみ）

▼取扱業務 ①新規申請（マイナンバーカードを初めて作る人）②電子証明の更新③暗証番号再設定④交付（有効期限がきて新たに申請し、カードを受け取る人）

※有効期限がきて新たに申請する場合は、役場でのみ手続き可能。

※代理での手続きは、全て役場でのみ手続き可能。

▼予約 更新などを取扱郵便局で

松前郵便局 ☎984-9801
北黒田郵便局 ☎985-2221
岡田郵便局 ☎984-2480
北伊予郵便局 ☎984-2482
町民課住民係マイナンバー担当
☎989-5861

ロカジ松前校 成果報告会を開催します

松前町が主催する「ローカルビジネスカレッジ松前校（通称：ロカジ松前校）」の第1期生の成果報告会を開催します。町内の中小企業者や起業を目指す人、学生の皆さんなど、ビジネスに興味がある人は、ぜひご参加ください！

- 日時 10月30日（木）15時～18時
- 会場 文化センター2階ふれあい展示室
- 内容 第1部 特別セミナー「ゼロから始めるスモールビジネス成功の方程式」
第2部 第1期受講生による成果発表
- 入場 無料（どなたでも参加可能）
- 定員 80人（先着順）
- 申込方法 右のQRコード内の専用フォームから申し込み
- 申込期限 10月29日（水）17時



ロカジ松前校とは？

地域に根ざしたビジネスの成長を支援する松前町主催の実践型グループコンサルティングプログラムです。ここでは、多くの学びの機会を提供します。
・オンライン動画「売れる力」「SNS・Webマーケティング」「採用・組織づくり」などの学習
・月6回程度開催のオンライン・グループコンサルティングで講師から個別のレクチャー
・月1回の定例会で講師や受講者同士の交流
・チャットによる講師への相談を随時受け付け

講師
株式会社ウェイビー代表取締役 CEO 伊藤健太さん
「1期生の8名は、相互に刺激し合いながら経営活動の習慣化と行動整理に取り組むことで、それぞれ成果を上げました。受講生の成長と事業への熱い思いを、会場で一緒に体感してください」

●問い合わせ

産業課商工振興係 ☎985-4120

農業での野焼きにご理解を

【町民の皆さんへ】

廃棄物の焼却は法律で禁止されていますが、次のように農業を営むため、やむを得ないものは例外で認められています。

- ・稲わら、麦わらなどの焼却
- ・害虫駆除のための枯れ草の焼却

●野焼きの必要性

稲わらなどを焼却して田んぼにすき込むことにより、地力を高めて収穫量を向上させることを目的に行われています。特に本町で多い二毛作では、次の作物の播種までの期間が非常に短いことから、稲わらなどをより早く分解させるために野焼きを行い、すき込む必要があります。

町民の皆さんは、農業を営む野焼きに対して、ご理解をお願いいたします。



【農家の皆さんへ】

野焼きを行う場合は、次の点を守りましょう。

▼実施前

① 消防署に届け出をする（消防署が事前に知るためのものです。野焼きを容認するものではありません。電話・口頭も可能です）。

② 周囲の住宅環境に配慮し、声掛けを行うなど苦情が出ないよう努め、目を離さず焼却できる体制を組む。

③ わらや草はよく乾燥させ、大量の煙が出ないように工夫する。

④ すぐに消火できるよう水バケツ、消火器などを準備する。



⑤ 風向きを十分考慮し、風が強い日や空気が乾燥している日は避ける。
※農業用廃ビニールなどの焼却は認められていないのでご注意ください。

▼実施中

風で周囲に影響が出始めた場合は中止する。

▼実施後

日中で作業を終わらせ、消火したことを必ず確認する。

問 産業課農業水産振興係

☎ 985-4119

松前消防署

☎ 984-3404



子どもたちが健やかで幸せに成長できる松前町を実現するためにできること

※ 随時掲載予定

学校に行きづらい子どもたちの様々な学びの場

学校に行きづらい子どもたちにも様々な学びの場があり、一人一人の状況に合わせて選択することができます。悩みを抱え込まず関係機関に相談してください。

愛媛県教育支援センター ☎ 909-7426

「こまどりキャンパス」

通所による学びなどの自立支援

「メタサポキャンパス」

オンライン学習、つながる場の提供

校内サポートルーム

各中学校に設置。不登校支援員の支援のもと、教室以外の別室で過ごすことができます。※各小学校は、可能な限り教員が別室登校に対応。



民間のフリースクールなど

放課後等デイサービス

（療育が必要な子ども）

福祉課障がい福祉係 ☎ 985-4112

多様な進学先（高等学校）

不登校により悩みを抱えている子どもや保護者を対象に「高等学校説明会」を実施しています。本年度は、10月に開催予定です。

開催日時や内容は、各学校や町教育委員会ホームページなどでお知らせします。

【不登校などに関する相談窓口】

- ・各学校の担当者（教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任など）
- ・学校教育課 ☎ 985-4134
- ・松前町スクールソーシャルワーカー（松前中学校相談室） ☎ 984-7785 ※（火）（水）（木）（不在時は留守番電話に連絡先を録音）